

News Letter

ニュースレター



2023年5月1日



「未来を創る！はじめてNISAキャンペーン」の実施について

名古屋銀行（頭取 藤原 一朝）は、NISA・つみたてNISAの口座開設を対象とした「未来を創る！はじめてNISAキャンペーン」を下記の通り実施いたしますのでお知らせします。

当行は今後も、お客さまの安定的な資産形成の実現に向け、中長期的な視点に立った資産運用をご提案してまいります。

記

<キャンペーン概要>

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 「未来を創る！はじめてNISA キャンペーン」 |
| 期 間 | 2023年5月1日（月）～2023年7月31日（月） |
| 対 象 条 件 | ①期間中にNISA・つみたてNISA口座を開設された方 ②期間中にNISA・つみたてNISA口座を他金融機関から当行に変更された方 |
| 特 典 | 対象条件①または②を満たすお客さまに、1,000円をプレゼント |
| 応 募 方 法 | 応募不要（条件を満たしたお客さまは自動エントリーとなります） |
| 実 施 店 舗 | 国内店舗 （各ローンセンター・インターネット支店・東京支店は除く） |

【その他】

- ・2023年8月31日時点でNISA・つみたてNISAの口座開設が完了していることが条件となります。
- ・プレゼントはご登録の普通預金口座へ入金させていただきます。プレゼント入金時点で指定預金口座を解約されている場合は対象外となります。（2023年10月中予定）
- ・当キャンペーンは予告なく変更・中止する場合がございます。

以 上

投資信託についてのご留意事項

■手数料など諸費用について

お預かり手数料はかかりません。各銘柄ごとに設定された購入時手数料(お申込金額、お申込口数、または基準価額に応じて最高3.3%(税込))、信託報酬(信託財産の純資産総額のうち、お客さまの保有額に対して最高年率2.42%(税込))、信託財産留保額(ご換金時の基準価額に対し最高0.5%)をご負担いただく場合があります。この他に信託事務の諸費用等、投資信託における有価証券の売買手数料などが信託財産から控除されます。

■元本欠損リスクについて

★信用リスク

債券・株式などの発行体の財務状況の悪化や倒産により、利息や配当、元本があらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合があります。投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

★価格変動リスク

経済・社会情勢、企業業績、市場の需給等の影響を受けて株式等の価格が変動し、それにともない株式等を投資対象としている投資信託の基準価額は下落し、投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

★金利変動リスク

金利は景気や経済の状況等の影響を受けて変動し、それにともない債券価格も変動します。一般的に金利が上昇した場合債券価格は下落し、投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

★為替リスク

日本円と投資対象国通貨間の為替レートの変動により、外貨建資産の円換算価値が変動します。一般的に取得時よりも円高が進行すると、円換算価値が目減りし投資額を下回る(元本割れ)おそれがあります。

■その他について

投資信託は預金ではありません。また、預金保険制度の保護の対象ではありません。

投資信託のお取引に関してはクーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

[その他の留意事項]

お客さまの目的やご投資の経験等に応じて、お客さまのニーズに即した個別商品のご案内および勧誘をさせていただくことがあります。ご案内を差し上げる商品の中には、所定の手数料をご負担いただく商品および価格の変動等により投資額を下回る(元本割れ)商品もあります。商品ごとの手数料等およびリスクは異なりますので、お申込みに際しては当該商品の契約締結前交付書面等を十分にお読みください。

商号：株式会社名古屋銀行／登録金融機関：東海財務局長(登金)第19号／加入協会：日本証券業協会

2017年12月11日制定

NISA・つみたてNISAに関するご留意事項

■NISA口座の開設と移管の制限

NISA口座は基本的に一人一口座のみの開設(金融機関等を変更した場合を除く)となり、他の金融機関にNISA口座内の上場株式等を移管することもできません。

■名古屋銀行での対象商品

名古屋銀行では、NISA口座において購入することができる金融商品のうち、公募株式投資信託のみを取扱っています。

■譲渡損の取扱い

NISA口座で発生した普通分配金や譲渡益は全額非課税となりますが、譲渡損が発生した場合には、損失がないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当や譲渡益との損益通算ができません。

■NISA口座からの払出し時の取得価額

非課税期間が終了した場合等、NISA口座から上場株式等を払出しされる場合(異なる年分の非課税投資枠に移行する場合を含む)には、払出日の時価が取得価額となります。このため、払出しの時点で価格が下落していた場合でも、当初購入した際の取得価額と払出日の時価の差額は損失がないこととされます。

■非課税投資額および空き枠の再利用

非課税投資額について、NISAは年間上限120万円、つみたてNISAは年間上限40万円です。NISA口座で売却を行った場合に生じた非課税投資額の空き枠は、再利用できません。また、収益分配金により再投資を行った場合には、非課税投資額が減少します。このため、短期間での乗換えや分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払いをうける投資手法は不利となる場合があります。投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISAのメリットを享受できません。NISA口座枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

■申請手続き

NISAのご利用にあたっては、金融機関を通じて税務署あての申請手続きが必要です。税務署の確認には相応の期間(1~2カ月)がかかる場合があります。

■勘定種類の選択式

NISA(非課税管理勘定)とつみたてNISA(累積投資勘定)は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。

■勘定種類変更に伴う既存の定時定額購入契約の取扱い

勘定種類を変更(NISA⇔つみたてNISA)した場合、既存の定時定額購入契約は特定口座または一般口座における課税での取扱いとなるため、既存の定時定額購入契約の継続を希望されないお客さまは契約解除のお手続きが必要です。